

建設事業無災害表彰状授与に係る概要

中之条労働基準監督署（署長 小林康利）では、令和7年11月5日に、厚生労働省労働基準局長より建設事業無災害表彰状を授与された管内の事業場に対して、当該表彰状の伝達交付を行いました。

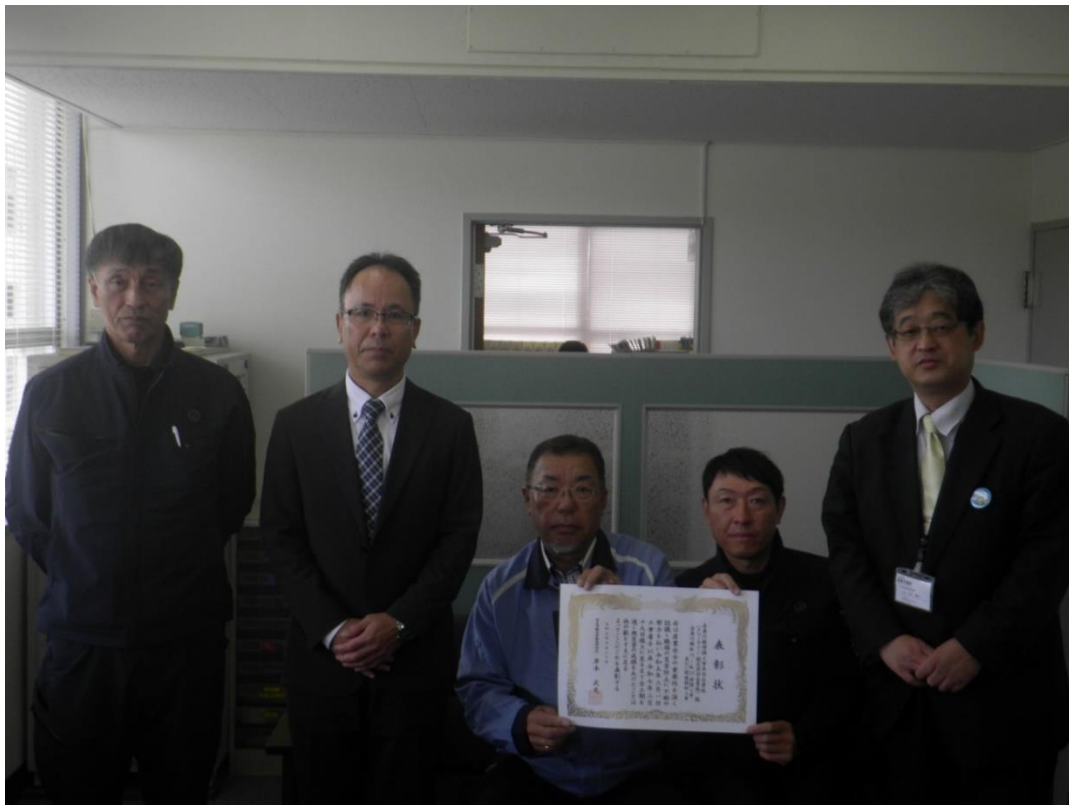
この度、無災害表彰状を授与された事業場は次のとおりです。

事業場名 吾妻川線増強工事共同企業体（タワーライン・関水共同企業体）

工 事 名 吾妻川線 No. 13～No. 29 増強工事並びに関連除却工事



表彰状を授与される株式会社タワーライン・ソリューションの現場代理人 遠藤政仁 様（左）、
関水電業株式会社の副現場代理人 後藤英樹 様（右）



左から、関水電業株式会社の取締役 関章 様、株式会社タワーライン・ソリューションの取締役 岡田博光 様、株式会社タワーライン・ソリューションの現場代理人 遠藤政仁 様、関水電業株式会社の副現場代理人 後藤英樹 様、中之条労働基準監督署長 小林康利

※ 本表彰制度は、事業の期間（工期）が予定される事業であって、建設事業に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が160万円以上のものに適用され、全工期を通じ、業務上の災害が発生しなかった事業場に表彰状を授与するものです。

なお、表彰状授与にあたっては、申請が必要となりますので、詳しくは労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。